



一般社団法人鳥取県労働基準協会ホームページ
<http://www.totori-rouki.or.jp/>

鳥取労働局ホームページ
<http://tottori-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp>

発行所 一般社団法人 鳥取県労働基準協会
 鳥取市若葉台南1-17
 TEL(0857) 52-7300 FAX 52-7311

編集責任者 村澤 幸二

平成29年度 全国労働衛生週間

(スローガン)

「働き方改革で見直そう
 みんなが輝く 健康職場」
 10月1日～10月7日
 (準備期間) 9月1日～9月30日

全国労働衛生週間は、昭和25年の第1回実施以来、今年で第68回を迎えます。この間、全国労働衛生週間は、国民の労働衛生に関する意識を高揚させ、事業場における自主的な労働衛生管理活動を通じた労働者の健康確保に大きな役割を果たしてきたところです。

現在の労働者の健康を巡る問題を見ると、病気を治療しながら仕事をしている方は、労働人口の3人に1人と多数を占めています。病気を理由に仕事を辞めざるを得ない方々や、仕事を続けていても職場の理解が乏しいなど治療と仕事の両立が困難な状況に直面している方々も多い状況にあります。

また、3,3'-ジクロロ-4,4'-ジアミノジフェニルメタン(MOCA)や特定の有機粉じんを取り扱う化学工場における膀胱がん事案や肺疾患など化学物質による健康障害問題が発生しているほか、危険有害性を有する化学物質についてラベル表示や安全データシート(SDS)の交付を行っている製造者の割合は、それぞれ47.7%、48.0%で低調であり、危険有害な化学物質の取扱が十分でないと思われる事業場も未だあることから、更なる化学物質の適切な取扱の促進が必要な状況にあります。

さらに、平成28年度の脳・心臓疾患事案の労災請求件数は825件(前年度比3.8%増)と2年連続で増加し、精神障害事案の労災請求件数は1,586件(前年度比4.7%増)と4年連続で増加しています。くわえて、我が国における自殺者のうち、6,782人が「被雇用者・勤め人」であり、自殺の原因・動機が特定されている者のうち「勤務問題」が原因・動機の一つとなっている者は2,159人となっています(平成27年における自殺の状況)。一方で、メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業場の割合は59.7%(平成27年労働安全衛生調査(実態調査))と、第12次労働災害防止計画の目標である「メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業場の割合80%以上」に達していない状況にあります。

このほか、業務上疾病の被災者は長期的に減少し、平成28年は前年から7人減少して7,361人となりました。疾病別では腰痛が201人増加し、4,751人と依然として全体の6割を超え、業種別では社会福祉施設が最も多くなっています。さらに、熱中症については、前年から2人減少して462人となり、近年400～500人台で高止まりの状況にあります。

このような状況を踏まえ、「働き方改革実行計画」(平成29年3月働き方改革実現会議決定)に基づき、治療を

しながら仕事をしている方の治療と仕事の両立に向けた様々な取組を推進することとしています。

また、化学物質による健康障害を防止するため、昨年6月に施行された改正労働安全衛生法のさらなる普及・定着のため「ラベルでアクション」を合い言葉に、ラベル表示と安全データシート(SDS)の入手・交付の徹底を図るとともに、リスクアセスメントの確実な実施に取り組んでいます。

さらに、過労死等防止対策推進法(平成26年11月施行)及び「過労死等の防止のための対策に関する大綱」(平成27年7月閣議決定)に基づき、過労死等の防止のための対策に取り組むこととしているほか、平成28年12月に決定された『「過労死等ゼロ」緊急対策』に基づき、企業におけるメンタルヘルス対策の取組の実施を強力に推進しているところです。

このような背景を踏まえ、今年度は、「働き方改革で見直そう みんなが輝く 健康職場」をスローガンとして全国労働衛生週間を展開し、事業場における労働衛生意識の高揚を図るとともに、自主的な労働衛生管理活動の一層の促進を図ることとされました。

事業場の実施事項

【本週間に実施する事項】

- ア 事業者又は総括安全衛生管理者による職場巡視
- イ 労働衛生旗の掲揚及びスローガン等の掲示
- ウ 労働衛生に関する優良職場、功績者等の表彰
- エ 有害物の漏えい事故、酸素欠乏症等による事故等緊急時の災害を想定した実地訓練等の実施
- オ 労働衛生に関する講習会・見学会等の開催、作文・写真・標語等の掲示、その他労働衛生の意識高揚のための行事等の実施

【準備期間中に実施する事項】

① 重点事項

- ア 治療と仕事の両立支援対策の推進
- イ 化学物質による健康障害防止対策の推進
- ウ 労働者の心の健康の保持増進のための指針等に基づくメンタルヘルス対策の推進
- エ 過重労働による健康障害防止のための総合対策の推進
- オ その他の重点事項として、指針に基づく腰痛の予防対策、職場における受動喫煙防止対策の推進及び熱中症予防対策、石綿ばく露防止対策の徹底

② 労働衛生3管理の推進等

- ア 労働衛生管理体制の確立とリスクアセスメントを含む労働安全衛生マネジメントシステムの確立をはじめとした労働衛生管理活動の活性化
- イ 作業環境管理の推進
- ウ 作業管理の推進
- エ 健康管理の推進
- オ 労働衛生教育の推進
- カ 心とからだの健康づくりの継続的かつ計画的な実施
- キ 快適職場指針に基づく快適な職場環境の形成の推進
- ク 職場における感染症(ウイルス性肝炎、HIV、風し

(次頁につづく)

(前頁のにつづき)

ん等)に関する理解と取組の促進

③ 作業の特性に応じた事項

- ア 粉じん障害防止対策の徹底
- イ 電離放射線障害防止対策の徹底
- ウ 騒音障害防止のためのガイドラインに基づく騒音障害防止対策の徹底
- エ 振動障害総合対策要綱に基づく振動障害防止対策の徹底
- オ VDT作業における労働衛生管理のためのガイドラインによるVDT作業における労働衛生管理対策の推進
- カ 石綿障害予防対策の徹底
- キ 酸素欠乏症等の防止対策の推進

④ 東日本大震災に関連する労働衛生対策の推進

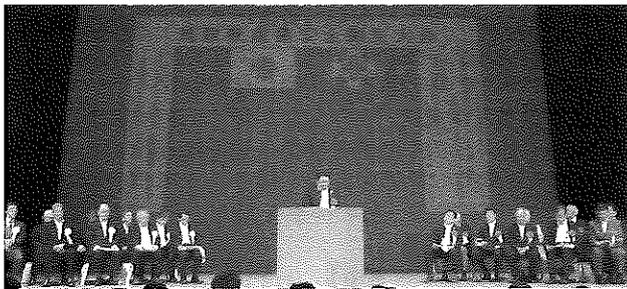
- ア 建築物等の解体作業やがれき処理作業における石綿ばく露防止対策、粉じんばく露防止対策、破傷風等感染防止対策等の徹底
- イ 東電福島第一原発における作業や除染作業等に従事する労働者の放射線障害防止対策の徹底
- ウ 「原子力施設における放射線業務及び緊急作業に係る安全衛生管理対策の強化について(平成24年8月10日付け基発0810 第1号)」に基づく東電福島第一原発における事故の教訓を踏まえた対応の徹底

⑤ 平成28年熊本地震に関連する労働衛生対策の推進

- 建築物等の解体作業やがれき処理作業における石綿ばく露防止対策、粉じんばく露防止対策、破傷風等感染防止対策等の徹底

平成29年度(第45回)「鳥取県産業安全衛生大会」開催

全国安全週間の取組の一環として、去る7月4日(火)「倉吉未来中心」において平成29年度(第45回)鳥取県産業安全衛生大会が開催されました。



式典の冒頭、主催者を代表して竹中鳥取県労働基準協会会長が「本日の大会を契機として、安全衛生に対する慣れや過信を一扫し、労使一体となって日々の安全衛生活動を推進し、労働災害撲滅に力を尽くして頂きたい。」と挨拶しました。

続いて、内田鳥取労働局長、広田鳥取県中部総合事務所長から来賓挨拶がありました。内田鳥取労働局長は、平成29年の休業4日以上死傷者数が増加しており、鳥取労働局では労働災害の減少を目指す手段として『安全「見える化」とっとり運動』を推進しているとのこと、その取り組みの定着を、また、全国的に働く人のメンタルヘルス対策が大きな課題となっていることから、ストレスチェック制度の実施などにより、メンタルヘルス不調になることを未然に防ぐ職場環境を形成することを参加者に呼び掛けました。

また、表彰式では、中国電力株式会社鳥取営業所(鳥取市)、株式会社平井組(西伯郡大山町)並びに中山精工株式会社鳥取工場(倉吉市)の3社に対する鳥取労働局長表彰及び各労働災害防止団体等から安全衛生や無事故永年勤続者の方々に対する表彰が行われました。



主催者挨拶をする竹中鳥取県労働基準協会会長

「講演の部」では、エプソンリペア株式会社 経営企画・管理部部長寺岡祐次氏による「当社の安全衛生活動について」と題した事例発表があり、その後、慶応義塾大学大学院システムデザイン・マネジメント研究科教授 高野研一氏による「事故防止に向けた安全文化醸成戦略と具体策」と題した特別講演が行われました。



来賓挨拶をする内田鳥取労働局長

最後に、当協会中部支部 澤谷秀明安全部会長が大会宣言を読み上げ、参加者全員で労働災害防止を誓い合っており、大会を終了しました。

本大会に会員各位の多数のご参加をいただきましたことに、厚くお礼申し上げます。

なお、当協会関係では、次の方々を受賞されました。

<p>★鳥取県労働基準協会賞 (安全関係)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○オリイ精機 ㈱ (鳥取市) ○鳥取県金属熱処理協業組合 (米子市) ○㈱ シンヨウ(東伯郡湯梨浜町) (衛生関係) ○ダイヘン産業機器㈱(鳥取市) ○山陰化成工業 ㈱ (境港市) ○倉吉信用金庫 (倉吉市) 	<p>★鳥取県労働基準協会東部支部長賞 (安全関係)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○㈱ タブチ (鳥取市) ○吉田建設 ㈱ (鳥取市) (無事故永年勤続者) ○藤原公則 (こおげ建設㈱) <p>ほか19名</p>	<p>★鳥取県労働基準協会西部支部長賞 (安全関係)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○エレックス ㈱ (米子市) ○㈱ 淀江清掃社 (米子市) (無事故永年勤続者) ○渡辺正二 (米子製鋼㈱) <p>ほか62名</p>	<p>★鳥取県労働基準協会中部支部長賞 (安全関係)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○㈱ 足立水道設備 (東伯郡琴浦町) (衛生関係) ○倉吉交通 ㈱ (倉吉市) (無事故永年勤続者) ○竹歳和博 (大山乳業農業協同組合) <p>ほか42名</p>
---	--	--	---

働き方を見直して活躍社員を増やしませんか! (過重労働解消のためのセミナーを開催)

多様な人材がイキイキと働き、会社で長く活躍していくためには、まず、各企業において過重労働の解消を図ることが重要です。

厚生労働省では、委託事業として右記のとおりセミナーを開催することとしました。皆様のご参加をお待ちして

おります。
詳しくは、同封のリーフレットをご覧ください。
開催日時：10月18日(水) 14:00~16:30
開催場所：鳥取県立生涯学習センター(県民ふれあい会館)鳥取市扇町21番地

労働災害が増加しています!!

鳥取県内の7月末現在の労働災害は265件、内死亡災害3件となっており、昨年同時期に対し47件、21.6%の増加(死亡災害は2件の増加)となっています。

増加が顕著な業種では、「建築工事業」で20件(+181.8%)、「卸・小売業」で10件(+35.7%)、「保健衛生業」で10件(+62.5%)の増加となっています。

これらの業種における労働災害発生状況等は次の通りです。該当業種におかれては、労働災害の増加に歯止めをかけるべく、下記の対策等に留意の上、安全管理の徹底を図っていただくようお願いします。

【建築工事業】

「建築工事業」においては、31件の災害が発生しており、「木造家屋建築工事業」が15件(48.4%)、「鉄骨、鉄筋コンクリート造家屋建築工事業」が8件(25.8%)、「建築設備工事業」が3件(9.7%)、「その他の建築工事業」が5件(16.1%)となっています。

「建築工事業」の災害を事故の型別でみると、「墜落、転落」が15件と一番多く、「切れ、こすれ」が4件、「激突され」が3件と続いています。

どういった場所から墜落や転落をしているかをみると、「階段、はしご、脚立」から墜落、転落して被災した災害が8件(53.3%)、「屋根など建物の箇所」から墜落、転落して被災した災害が7件(46.7%)となっています。

「切れ、こすれ」災害は「携帯用丸ノコ盤による加工作業中」に被災したものが2件、「ノミを使用中」に被災したものが1件などとなっています。

「激突され」災害は、「車両系建設機械がバックしてきているのを気がつかず被災」した災害や、「部材を足場から落としてしまい、地面に当たって倒れたところ別の労働者に当たり」被災した災害などが発生しています。

「木造家屋建築工事業」の被災時の作業内容をみると、「家屋の新築工事」中の災害は2件のみで、「家屋の解体工事」中の災害が7件、「家屋のリフォーム、改修工事」中の災害が6件となっています。

解体作業現場については、一つの現場でいろいろな業者・作業が混在する作業となる場合が多い、工事を施工するに当たり安全な作業方法である計画が策定されていない場合が多いなど、問題点があり、これが労働災害の発生につながっていると考えられます。

また、「建設業」における労働災害は、ほとんどが小規模工事現場において発生しており、作業計画の策定、墜落防止措置、安全教育など基本的な安全管理ができていないものと考えられます。

工事量が増加(特に建築工事において)している中、人手不足が続いていることにより、小規模(工事期間の短い工事)の工事現場で、①工事を短期間で終了させることが優先されている②現場管理者が複数の現場を掛け持ちすることで、一つ一つの現場における安全管理がおろそかになる③人手不足から、本来の作業でない慣れない作業に従事しており、工事が短期間であることから教育がおろそかにされているなど、安全管理にしわ寄せがきていると思われれます。

そのため、①安全な作業計画を策定し、労働者へ周知するとともに、管理者が履行状況を確認すること、②安全衛生管理体制の整備、見直しを図り、職場巡視、危険予知、ヒヤリ・ハット対策等の日常的な安全活動の充実・活性化を図ること、③職場パトロール等を実施し、労働災害防止

の徹底について労働者に呼び掛けることなどの災害防止のための取組を実施して下さい。

【卸・小売業】

「卸・小売業」においては、39件の災害が発生しており、「卸売業」が8件(20.5%)、「小売業」が31件(97.5%)となっています。

「卸・小売業」の災害を事故の型別でみると、「転倒」が16件と一番多く、「墜落、転落」が7件、「動作の反動、無理な動作」が5件、「交通事故」が3件と続いています。

「転倒」災害は、歩いていて①段差や箱、台車につまづく②路面の凍結など濡れた状態ですべる③踏み台に引っ掛かるなどが8件、作業中①床にあったカーテンなどですべる②踏み台に引っ掛かる③箱につまづくが5件、などの災害が発生しています。

「墜落、転落」災害は、「脚立・踏み台・椅子から落ちた」災害が4件(内、3件が骨折している)、「トラックや冷凍庫の荷台などから落ちた」災害が3件となっています。

「動作の反動、無理な動作」は、部品を持ち上げようとして、歩いていて、その行動に伴って被災しています。

「交通事故」は、右折の際路面が濡れていて滑り、積雪でハンドルを取られ、走行中スリップして被災しており、路面の状態に応じた運転操作が必要となりますので、より安全な運転に努めて下さい。

当然のことですが、速度制限を超過しない・確実に一時停止する・運転中に携帯電話・スマートフォンを使用しないなど交通法規は必ず遵守して下さい。

【保健衛生業】

「保健衛生業」においては、26件の災害が発生しており、「社会福祉施設」が19件(73.1%)、「医療保健業」が6件(23.1%)、「その他の保健衛生業」が1件(3.8%)となっています。

「保健衛生業」の災害を事故の型別でみると、「転倒」が13件と一番多く、「動作の反動、無理な動作」が4件、「墜落、転落」が3件と続いています。

「転倒」災害は、「屋外を歩いていて被災したものが9件(69.2%)」、「屋内を歩いていて被災したものが3件(23.1%)」、「作業中」に被災したものが1件(7.7%)となっています。

「転倒」災害の発生状況を見ると、「雪・凍結・歩行箇所が濡れていて滑り」被災したものが8件(61.5%)、「テーブル・衝立・玄関マットに引っ掛かり」被災したものが3件(23.1%)などとなっています。

「動作の反動、無理な動作」で被災時の作業内容をみると、「車イスからベッド」への移動介助に被災したものが2件、「ベッド上で体位を動かす」際に被災したものが2件となっています。

「動作の反動、無理な動作」で、どういった状況で被災しているかをみると、「人を支えていて」被災したものが2件、「人を持ち上げた時」、「人を抱えて動いた時」被災したものが、それぞれ1件となっています。

「墜落、転落」災害の発生状況を見ると、「階段を踏み外し・滑って」転落したものが2件、「イスに乗っての作業中バランスを崩し」転落したものが1件となっています。

介助作業における腰痛予防のため、①抱きかかえなどに伴う腰部負担を軽減するため、スライディングボード、スライディングシート、リフトなどの福祉機器を活用する②介助者と利用者との距離が遠いほど腰への負担が大きくなるので、ベッド上での体位変換や移乗介助では、片膝や手をつけて利用者にできるだけ近づく③前傾姿勢は腰に

(次頁につづく)

(前頁のにつぎ)

大きな負担となるので、ベッドを、その高さが調整できるものとし、ベッドの高い状態で作業する④靴を履かせるなどの低いところでの作業は、腰を落として作業する④座位姿勢での体のねじれは腰の大きな負担となるので、ねじれ姿勢を回避した作業手法をとる などについて実施して下さい。

また、上記のことを考慮し、安全に作業が行える作業標準を作成し、これに基づいて作業を実施していくことも重要です。

鳥取労働局では、可視化した危険情報等を活用して行う効果的な安全活動を鳥取県内で広く展開することを目的として『安全「見える化」とっとり運動』を呼びかけています。

安全の「見える化」は、職場にひそむ危険を写真や注意書きなどによって「目に見える形」にする安全衛生活動の取り組みです。

過去災害発生事例、ヒヤリ・ハット事例等により危険箇所や潜在的危険箇所を収集し「見える化」という安全の先取りを行い、災害防止に努めていただきますようお願いいたします。

治療と職業生活の両立支援

病気でも働きたい… 病気と仕事のことで悩んでいませんか。

就業上の措置や治療に対する配慮など治療と職業生活が両立できるようガイドラインが定められています。詳しくは鳥取労働局健康安全課（電話：0857-29-1704）までお問合せ下さい。

また、鳥取産業保健総合支援センター（電話：0857-25-3431）では、専門の相談員を配置し、両立支援プランの作成、関係者からの相談対応など、無料で支援を行っていますので、御活用下さい。

改正育児・介護休業法のポイント

平成29年10月1日施行

～就業規則への記載はもうお済みですか～

I 保育所に入れない場合など、2歳まで育児休業が取得可能に

子が1歳6か月に達する時点で、次のいずれにも該当する場合には、子が1歳6か月に達する日の翌日から子が2歳に達する日までの期間について、事業主に申し出ることにより、育児休業をすることが出来ます。①労働者本人又は配偶者が育児休業をしていること②保育所に入所できない等休業が特に必要と認められること

II 子どもが生まれる予定の方などに育児休業等の制度などをお知らせ

労働者もしくはその配偶者が妊娠・出産したことを知ったとき、又は労働者が対象家族を介護をしていることを知ったときに、関連する制度について個別に周知するための措置を講ずるよう努力しなければなりません。

III 育児目的休暇の導入促進

小学校就学の始期に達するまでの子を養育する労働者について、育児に関する目的で利用できる休暇制度を設けるよう努力しなければなりません。

全国ハラスメント撲滅キャラバンについて

平成29年1月1日から、改正男女雇用機会均等法及び改正育児・介護休業法が全面施行され、上司・同僚からの職場における妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメントを防止する措置が事業主に義務付けられています。

そこで、事業主等が、妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメント防止措置の必要性、並びに改正法及び関係省令等に基づき義務付けられている内容について理解を深めるため、平成29年7月1日から12月28日までの間、全国の労働局において説明会（鳥取労働局においては、9月1日、6日、7日に実施）等を実施するほか、労働者や企業の担当者からの相談に対応する「ハラスメント対応特別相談窓口」を開設（鳥取労働局総合労働相談コーナー内）しています。

機会均等推進責任者等を事業所で選任するほか、ハラスメント防止対策を推進しましょう。

無期転換ルールについて

労働契約法に基づく「無期転換ルール」にかかる無期労働契約への転換申込みが平成30年4月から本格化します。

有期労働契約が反復更新されて通算5年を超えた（通算5年のカウントは平成25年4月1日以降に開始した有期労働契約が対象です）ときは、労働者の申込みにより、期間の定めのない労働契約（無期労働契約）に転換されます。対象となる方は、パート、アルバイトなどの名称は問わず、原則として契約期間に定めがある有期労働契約が同一の会社で通算5年を超える全ての方です。

無期転換申込権の発生後、働く方が会社に対して無期転換する旨を申し出た場合、無期労働契約が成立します（会社は断ることができません）。

無期転換ルールを避けることを目的として、無期転換申込権が発生する前に雇止めをすることは、労働契約法の趣旨に照らして望ましいものではありません。

なお、定年後引き続いて雇用される有期継続雇用の高齢者等については、事業主が認定を受けた場合は、特例措置があります。

10月は年次有給休暇取得促進期間です

仕事休もっ化計画

労使一体となって計画的に年次有給休暇を取得しよう

土日・祝日に年次有給休暇を組み合わせて、連休を実現する「プラスワン休暇」。働き方・休み方を変える第一歩として、「プラスワン休暇」を実施しませんか？ 労使協調のもと、年次有給休暇を組み合わせて、3日（2日）＋1日以上以上の休暇を実施しましょう。

年次有給休暇の付与日数のうち、5日を除いた残りの日数については、労使協定を結べば、計画的に休暇取得日を割り振ることができる制度（「計画的付与制度」）があり、この制度を導入することによって年次有給休暇が取りやすくなると考えられます。

年次有給休暇の「計画的付与制度」を活用するなど、年次有給休暇を取得しやすい環境づくりに取り組みましょう。

詳しくは、鳥取労働局雇用環境・均等室

（☎0857-29-1709）までお問い合わせください。

試験日程

試験の種類	試験年月		試験日程(注)1						試験開始時刻	試験終了時刻
	平成29年			平成30年						
	10月	11月	12月	1月	2月	3月				
特級ボイラー技士	2							10:00	16:10	
一級ボイラー技士		1		11	16			10:00	15:30	
二級ボイラー技士	10	7	18	10	21	7		13:30	16:30	
★特別ボイラー溶接士					2			13:30	16:00	
★普通ボイラー溶接士					2			13:30	16:00	
ボイラー整備士	11				15			13:30	16:00	
★デリック 運転士	限定なし	19	14	13	18	22	15	13:30	16:00	
	クレーン限定	19	14・29	13	18	8・22	15	13:30	16:00	
	床上運転式限定	19						13:30	16:00	
	限定解除試験	19						13:30	※	
★移動式クレーン運転士		6		24		6		13:30	16:00	
★揚貨装置運転士	12							13:30	16:00	
発破技士			12					13:30	15:30	
ガス溶接作業主任者			12					13:30	16:30	
林業架線作業主任者								13:30	16:30	
第一種衛生管理者	18	15・22	4・19	19	6・20	10・16		13:30	16:30	
第二種衛生管理者										
高圧室内作業主任者		16						10:00	15:30	
エックス線作業主任者		21		23		8		10:00	15:30	
ガンマ線透過写真撮影作業主任者		16						10:00	15:30	
潜水士	4				9			10:00	15:30	

に照会して下さい。

中国四国安全衛生技術センター
〒721-0955
福山市新涯町2-29-36
電話084-954-4661

平成29年10月から平成30年3月までの試験日程は次の通りです。
受験資格については、

免許試験日程(学科)

労働安全衛生関係

- (注) 1 ★印の試験は学科試験合格後、実技試験を実施します。
2 ※限定免許解除試験で、クレーン限定解除(床上運転式限定解除を含む。)の終了時間は14:45です。また、デリック限定解除試験の終了時間は15:30です。
3 平成30年3月10日は土曜日に試験を実施します。

第76回 2017 in 神戸 全国産業安全衛生大会開催のご案内

開催期間 平成29年 11月8日(水) ⇒ 10日(金)

会場 総合集会: 11月8日
ワールド記念ホール(兵庫県神戸市)

特別講演



“網膜再生医療の開発”

～研究開発におけるリーダーシップ～
理化学研究所 多細胞システム形成研究センター
網膜再生医療研究開発プロジェクト
プロジェクトリーダー 高橋政代氏

分科会: 11月9日・10日

神戸国際展示場、神戸国際会議場ほか
化学物質管理分科会において

白川英樹氏(2000年ノーベル化学賞受賞)の講演

“知ること”

～セレンディビティーと待ち構えた知性～

大会テーマ

「安全・健康の
未来を拓こう 神戸から」

同時開催

入場
無料

緑十字展2017

働く人の安心づくりフェア in 神戸

期日: 11月8日(水)～10日(金)

会場: 神戸国際展示場 1号館・3号館

東部支部だより

労働法規等研修会のご案内

東部支部では、会員の皆様のニーズに沿った研修会を毎年度開催することとしていますが、本年度、労働法規等の改正の動きや行政側の重点課題意識等に関する内容を聞くために、労働法規等研修会として以下の日時等で開催することといたしました。是非ともご出席いただきたく、ご案内いたします。なお、同封の出席申込書によりを9月21日（木）までにご連絡をください。

日時：平成29年9月28日（木）13時30分から

場所：鳥取県労働基準協会会館 2階会議室

参加費：無料

内容は以下を予定しています。

1 過重労働防止対策への具体的対応方法と今後の労働時間規制について（鳥取労働基準監督署：60分）

働き方改革の一環として、過重労働防止のための適切な取組が事業者に求められていることを受けて、行政機関が示している時間外労働の上限に関する目安時間の内容や、具体的な手続き、過重労働防止のための留意点等を説明していただきます。

また、現在検討が進んでいる、総労働時間の上限規制等に関する検討の現状と今後のスケジュール感などの情報提供もいただく予定です。

2 有期雇用から無期雇用への転換に関する法規制等について（鳥取労働局雇用環境・均等室：30分）

平成25年4月1日から施行された改正労働契約法で施行日以降に開始した有期労働契約を対象として適用される無期転換ルールについて、施行後5年となる平成30年4月以降に無期労働契約への申込が本格化することになります。

その時に向けて、無期転換ルールへ対応するための準備や、有期契約労働者の円滑な無期転換のための留意点等について、そのポイントを説明してもらいます。

また、無期転換ルールの特例を定めた有期特措法（専門的知識等を有する有期雇用労働者等に関する特別措置法）についても説明いたします。

3 改正育児・介護休業法について、及び各種助成金のご案内等（鳥取労働局雇用環境・均等室：30分）

保育園に入れない場合に育児休業期間が2歳まで延長できる、育児に関する目的で利用できる休暇制度を設ける努力をいただくなどの育児・介護休業法の改正が行われ、平成29年10月1日から施行されます。

また、業務改善助成金、職場意識改善助成金等について説明してもらいます。

「業務改善助成金」は、中小企業・小規模事業者の生産性向上を支援し、事業場内で最も低い賃金の引上げを図るための助成金です。

「職場意識改善助成金」は、働く方の健康確保とワーク・ライフ・バランスを実現するための各種取組を行う中小企業事業主に、その要した費用の一部を助成するもので、「職場環境改善コース」、「所定労働時間短縮コース」、「時間外労働上限設定コース」、「勤務時インターバル導入コース」、「テレワークコース」があります。

オリイ精機(株)が協会長賞を受賞されました

オリイ精機(株)様は、安全管理に積極的に取り組み、30年以上の長きにわたり休業災害が発生していません。この業績に対して、去る7月4日に開催された鳥取県産業安全衛生大会において安全関係の鳥取県労働基準協会長賞を受賞されました。そこで、支部事務局から安全管理の実情を会員の皆様にお知らせいただくようお願いして、ご寄稿いただきました。以下、ご紹介します。

寄稿にあたり、簡単に弊社の紹介をさせていただきます。

弊社は、鋼板を円筒状に巻いたもの（コイル）を外周から巻き出し、その巻き癖や歪をとり平坦にし、一定の長さを自動でプレスに送る装置を主に手掛け、技術・製造・管理の三つの部門により、技術設計から製造までの「もの作り」を一貫して行っています。

それまでプレス作業は、手や指を怪我する危険性の高い仕事であり、事故が絶えなかったものですが、災害に結び付かないように「人の注意力に頼る安全」から、より信頼性の高い「機械に任せる安全」とする自動化に役立っております。

さて、災害防止の取り組みと致しましては、労働者数41名の企業規模であります。親企業の安全管理体制に準じ法定構成の安全衛生委員会を毎月開催し、安全パトロール結果を基に、少人数ならではのフットワークの良さを生かして、「誰が」「いつまでに」「どのように進めていくのか」を協議し、質の確保を図っています。また、工作機械、荷役運搬機械、有機溶剤業務、粉じん業務等を良好に管理することで、作業者が心身ともに健康で安心して、トラブルなく働くことにより、品質管理や生産性により良い影響をもたらす事につながっています。

このような取り組みにより、結果として長期にわたって、休業を伴う災害の発生に至っておりませんが、過去においては、業績の変動を受け、設備の管理や人材の確保・教育育成があまり図れず、災害防止の取り組みが必ずしも十分とは言えない状況にありました。また、現在では、世代交代に伴う未熟練作業員の割合も増え、経験不足を補完する為の安全衛生教育の強化・充実が必要と成っております。

今回の産業安全大会での労働基準協会長賞に際し、関係各所、各位に感謝申し上げるとともに、このような評価を頂いた事を糧に、安全作業に関する技能や知識を習得しやすい環境づくりに努め、社員各自が安全衛生に対する意識をさらに深め、災害0と成るよう取り組んでまいります。



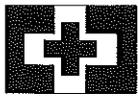
協会支部が
実施する
特別教育

協会各支部が実施する特別教育やセミナー・講習会等のご案内のQRコードです。



協会支部が
実施する
セミナー等

西部支部だより



労働災害が増加中!!

米子労働基準監督署管内の労働災害が前年と比べて急ピッチで発生しています。米子署管内の平成29年7月末時点の労働災害による休業4日以上死傷者数は全産業で130人と前年同期と比べて15.0%増加しています。また、この数値は鳥取県全体(265人)の約半数を占めています。業種別に見ても大半の業種で労働災害が増加しており、特に建設業(23人)では前年同期(12人)の約2倍と急増、運輸交通業、卸・小売業、社会福祉施設を含む保健衛生業は近年続く労働災害の増加傾向に歯止めがかかりません。

労働災害を事故の型別に分析すると、全産業において

は、転倒(38人)が最も多く、次いで墜落・転落(29人)、はさまれ・巻き込まれ(13人)と続き、これら3種の事故の型の合計が全体の6割を超えています。また、これら3種の事故の型は業種別にみても高い発生率を示しています。

労働災害の発生を食い止めるには、労働災害を分析し発生率の高い労働災害の防止対策を重点的に講じることが先決です。米子署管内においては、発生の高い上記3種の災害を防止するためには、「安全『見える化』とつと運動」、「STOP! 転倒災害プロジェクト」、米子署が墜落・転落災害の急増した建設業向けに提示した「墜落・転落防止チェックリスト」の活用取り組みが不可欠です。

各会員事業場におかれては、平成29年の残りの期間労働災害を発生させないという意志の下、是非、上記の取り組みを一層推進しましょう。上記の取り組みの詳細は、鳥取労働局のホームページにて紹介されていますのでご確認ください。

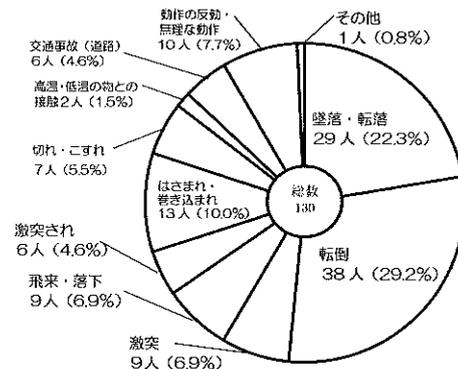
表 平成29年労働災害発生状況

(休業4日以上死傷者数。平成29年7月末現在)

	鳥取県全体			米子署管内		
	平成29年	平成28年	増減率(%)	平成29年	平成28年	増減率(%)
全産業	265(3)	218(1)	21.6	130(1)	113(0)	15.0
製造業	50(0)	56(1)	-10.7	29(0)	35(0)	-17.1
建設業	61(2)	29(0)	110.3	23(1)	12(0)	91.7
運輸交通業	28(1)	24(0)	16.7	17(0)	15(0)	13.3
林業	8(0)	6(0)	33.3	4(0)	3(0)	33.3
卸売・小売業	38(0)	28(0)	35.7	20(0)	17(0)	17.6
清掃業・ビルメンテナンス業	15(0)	15(0)	0.0	6(0)	7(0)	-14.3
旅館・ホテル業	4(0)	6(0)	-33.3	0(0)	2(0)	-100.0
保健衛生業	26(0)	16(0)	62.5	11(0)	7(0)	57.1
通信業・金融業等	4(0)	13(0)	-69.2	4(0)	4(0)	0.0
上記以外のその他の事業	31(0)	25(0)	24.0	16(0)	11(0)	45.5

※平成28年の数値は前年同期(平成28年7月末)のもの。()内は死亡者数で内数です。

図 平成29年7月末現在の米子署管内の全産業における事故の型別労働災害発生割合
(休業4日以上死傷者数。速報値)



講習会等開催のご案内

鳥取県労働基準協会西部支部では、次の研修会を開催します。多数の受講をお待ちしています。

☆ KYT(危険予知訓練)研修

日時 平成29年9月14日(木)
9時~17時

米子市旗ヶ崎 米子食品会館

☆ 衛生管理者等衛生担当者研修

日時 平成29年9月20日(水)
13時30分~17時

米子市旗ヶ崎 米子食品会館大ホール

☆ 粉じん作業特別教育

日時 平成29年10月5日(木)
9時~14時30分

場所 米子市旗ヶ崎 米子食品会館

☆ 職長・安全衛生責任者教育(再教育含む)

日時 平成29年10月18日~19日(2日間)
10月18日(水) 9時~17時

10月19日(木) 8時30分~17時

場所 米子市旗ヶ崎 米子食品会館大ホール

申込み・問合せ先

(一社) 鳥取県労働基準協会西部支部
電話 0859-34-5876

中部支部だより

安全管理者等研修会を開催

6月21日(金)、倉吉体育文化会館において「安全管理者等研修会」を開催しました。

最初に、労働安全コンサルタントの田岡隆夫氏から「安全衛生委員会のマンネリ化の改善と活性化へのアプローチ」と題して

- ① 安全衛生委員会の実施状況の自己チェック評価
- ② 安全衛生委員会の目的と法的役割、運営方法
- ③ マンネリ化の症状と改善施策例の検討
- ④ 安全衛生委員会の清浄化への提言

等について具体的事例に基づき説明がありました。

続いて、倉吉労働基準監督署の山田監督官から「監督官から見た安全管理のポイント」と題して

- ① 安全管理とは何か？
- ② 安全管理のための基本原則
 - 第三者的な視点を持つ
 - まず、法違反の排除
 - 「不安全行動」は、無くせません！
- ③ 管理面におけるポイント
 - 記録の保管
 - ヒヤリ・ハット事例の収集
 - 4Sの取組みは、できているか
 - 作業主任者は、職務を遂行しているか
 - 作業手順は、守られているか

等について、詳細な説明がありました。

特別教育・研修会のご案内

中部支部では、下記により研修会・特別教育の開催を予定しておりますので、多数の方の受講をお待ちしております。

- 衛生管理者等研修会 9月19日(火)
 - ① 「病気の管理と働き方」
(鳥取大学医学部社会医学講座桑原助教)
 - ② 「受動喫煙の防止対策」
(田岡 労働衛生コンサルタント)

- ③ 「衛生管理者等が行うべき職務について」
(倉吉労働基準監督署 井上監督・安衛課長)
 - 研削と石取替え等業務特別教育 10月13日(金)
 - KYT(危険予知訓練)研修 10月25日(水)
 - 安全管理者選任時研修 11月9日(木)・10日(金)
- 【申込み・問合せ先】
(一社)鳥取県労働基準協会中部支部
(☎0858-22-9054)

労働災害が大幅に増加しています

鳥取県内の労働災害は長期的には減少傾向にあります。が、平成29年は、一転、大幅な増加となっています。中部地区でも同様で、7月末の速報値では、全産業の死傷者数は50人、前年同期より16.3%増加しています。特に、建設業での死傷者数の増加が顕著で、7月末の速報値では17人、前年同期の約3倍の人数となっています。

建設業の労働災害の増加の背景には、安全な施工計画が策定されていないことや、現場での基本的な災害防止措置が実施されていないことなどの要因が考えられ、現場全体の「安全に対する意識」や「安全管理能力」の低下が懸念されるどころです。倉吉労働基準監督署は建設業関係者に向けてリーフレットを作成し、労働災害防止対策の徹底を呼びかけています。

また、全産業で労働災害は増加しています。建設業以外の企業においても、引き続き、労働災害防止の基本対策を徹底しましょう。

労働災害急増中!!

建設業労働災害防止緊急対策

倉吉労働基準監督署

重点ハットロール期間平成29年6月～8月

各現場において、下記の重点事項について取り組みを行ってください。
確実に実施したかを確認し、「」にチェックを入れましょう!

県内で労働災害増加

鳥取県内の建設業における労働災害の死傷者数は、平成29年5月末現在で45人になり、前年同期の18人と比較して27人、150%増加、中でも墜落・転落災害は23人に及び、前年同期に比べて20人増加し、本年1月、5月には死亡災害も発生しています。

労働災害発生状況(1月～5月速報値)
鳥取県内建設業の労働災害による死傷者数

年度	死傷者数	増減率
平成28年	18	-
平成29年	45	150%

倉吉労働基準監督署管内では墜落・転落災害増加

倉吉労働基準監督署管内では、平成29年5月末現在で、建設業の死傷者数は13人で前年同期の4人と比較して9人、225%も増加しており、その中でも昨年同期には0人であった事故の型「墜落・転落災害」で、6人が被災していることが大きな特徴となっています。

重点的な取り組みのお願い

- ☐ 経営トップまたは事業場トップの現場ハットロール等の実施
- ☐ 元方事業者による安全衛生管理と関係諸人に対する指導の徹底
- ☐ ヒヤリハット対策等の日常的な安全活動の充実・活性化
- ☐ リスクアセスメントの実施
- ☐ 足場からの墜落防止措置や手すり先行工法等「より安全な措置」の実施
- ☐ 高所作業中の安全帯の使用の徹底など墜落・転落防止措置の徹底
- ☐ 「建設機械等」の検査、点検整備及び安全な作業方法の徹底、誘導員の配置
- ☐ 熱中症予防対策の徹底
- ☐ 班長、安全衛生責任者及び労働者に対する安全教育の徹底
- ☐ 危険作業従事者に対する安全教育の実施や能力向上教育の実施

人も、会社も、もっと元気に!

中退共済

CHU小企業退職金共済KYO

- ◆ 掛金の一部を国が助成
- ◆ 掛金は全額非課税。手数料も不要
- ◆ 外部積立型なので管理が簡単
- ◆ パートさんの加入もOK

詳しくはホームページへ

中退共 検索

(58) 勤労者退職金共済機構 中小企業退職金共済事業本部
TEL.03-6907-1234 FAX.03-5955-8211